

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】		林政課	
○ 岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正 （県例規集登載）		健康推進課	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		治山課	
【公告】		監理課	
○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録に係る事項の変更		河川課	
○ 公共測量の実施		人事委員会	
○ 第五十四回採石業務管理者試験の実施		〃	
【人事委員会】			
○ 令和七年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施			
○ 令和七年度障がい者対象の岡山県職員（事務）等採用試験の実施			

◎岡山県告示第四百一号

岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年岡山県告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表の1 事業経営改善合理化資金の項中「一・六％（年一・五％）〔年一・三％〕を「二・〇％（年一・九％）〔年一・七％〕に、「一・三％（年一・二％）〔年一・〇％〕を「二・四％（年二・二％）〔年一・八五％〕に、「短期運転資金 年一・三％」を「短期運転資金 年一・七％」に、「長期運転資金 一・〇％」を「長期運転資金 年一・八五％」に改め、同表の2 木材高度加工資金の項中「若しくは」を「又は」に、「一・三％」を「一・七％」に、「二・〇％」を「一・八五％」に改め、同表の3 林業経営改善資金の項中「一・六％」を「二・〇％」に、「長期運転資金 年一・三％」を「長期運転資金 年二・四％」に、「一・五％（年一・三％）」を「二・九％（年一・七％）」に、「一・二％（年一・〇％）」を「二・二％（年一・八五％）」に改め、同表の4 木材安定供給資金の項中「第二四六号。」を「第二百四十六号」に、「車両」を「及び車両」に、「一・三％」を「一・七％」に、「二・〇％」を「一・八五％」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の規定は、同日以後の新たな資金の貸付けから適用する。

◎岡山県告示第四百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年八月十二日

指定を辞退した医療機関

名称

里庄薬局

所在地

浅口郡里庄町新庄五三四一―一

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和七年七月三十一日

〔三五四〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更の届出があった。

令和七年八月十二日
岡山県知事 伊原木 隆 太

登 録 番 号		生 産 事 業 者	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
美作一五	株式会社 ツリーサービズ				
	津山市下横野二二九七一七	住所	生産事業者の住所及び事業所の所在地	津山市小原一〇一―一三	津山市下横野二二九七一七

〔三五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市真備町市場 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量及び用地 測量）	測 量 の 種 類
令和七年七月三十一日から 同年十一月二十八日まで	測 量 期 間

〔三五六〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十四回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和七年八月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地

テクノサポート岡山 研修室一

二 試験期日

令和七年十月十日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

令和七年八月十二日（火曜日）から同年九月十一日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千円（収納専用窓口で手数料を納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。以下同じ。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六―二二六―七四七八）又は各県民局建設部に行うこと。

◎岡山県人事委員会公示第九号

令和七年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。
令和七年八月十二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数
行政	十名程度
	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
	知事部局（本庁、県民局等）等において一般行政事務に従事する。

二 受験資格

昭和六十年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和六十年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

1 日本の国籍を有しない者
2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

種 目	内 容
職務能力試験	基礎的な職務能力について択一式による筆記試験を行う。
論文試験	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
適性検査	性格、心理等について検査を行う。
資格加 点	七の受験申込の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技能及び知識について行う。
分 野	資格・免許・検定
	語 学 英語 実用英語技能検定（英検）準一級以上 TOEIC七三〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（iBT）七九点以上 国際連合公用語英語検定試験A級以上

四 試験の期日及び試験会場
1 第一次試験

試験の期日	試験会場
-------	------

2 第二次試験

種目	内容
口述試験	グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

情報	経営支援・会計	情報		
			韓国語	中国語
情報	経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）	経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験、基本情報技術者試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者	韓国語能力試験四級以上	中国語検定試験二級以上 中国語コミュニケーション能力検定五五〇点以上 漢語水平考試筆記試験六級一八〇点以上、筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上
分野	令和五年八月十二日から試験の申込みの時点まで	期		
語学	令和五年八月十二日から試験の申込みの時点まで	間		
情報	令和四年八月十二日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）			

なお、次に掲げる分野の資格・免許・検定については、次に掲げる期間に取得したものに限り加点する。

令和七年十月十九日（日曜日）		岡山会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号
東京会場		東京都千代田区平河町二丁目六番二号 都道府県会館	

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和七年十一月二十日（木曜日）から同月三十日（日曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和七年十月三十一日（金曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和七年十二月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和七年四月採用者（大学新卒者）の給料月額は、二三二、一〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。

- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和七年八月十二日（火曜日）から同年九月十九日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六 1 (1) の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものと認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第十号

令和七年度障がい者対象の岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

令和七年八月十二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
岡山県職員（事務）	若干名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	若干名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、学校事務をつかさどる。
岡山県警察行政職員	若干名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

(1) 平成七年四月二日から平成二十年四月一日までに生まれた者

(2) 次のいずれかの交付を受けている者

ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の規定による申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書及び意見書

ウ 産業医によるイに準じる診断書及び意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

エ 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九の指定都市の長が交付する療育手帳

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターが作成した知的障害者であることの判定書

カ 精神障害者保健福祉手帳

(3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) い。日本の国籍を有しない者

三 試験の方法
(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験
教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和七年十一月二日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和七年十一月二十七日（木曜日）から同年十二月三日（水曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和七年十一月十二日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和七年十二月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

(1) 令和七年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二〇〇、五〇〇円である。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、令和七年八月十二日（火曜日）から同年九月十九日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、令和七年八月十二日（火曜日）から同年九月十九日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。